様式第十四号（第126条の27関係）

年　　月　　日提出

基準日　　年　　月　　日

氏名又は商号若しくは名称

住所又は所在地

代表者の役職名・氏名　　印

個人・法人の別【個人・法人】

事　業　報　告　書

事業年度（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）

1．登録年月日及び登録番号

年　　月　　日（　　号）

2．所属商品先物取引業者の概要

所属商品先物取引業者の商号又は名称	委託契約締結年月日	備　　考

3．役員及び使用人の状況　（単位：人）

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
総数	名	名	名	名
うち外務員	名	名	名	名

4．商品先物取引仲介業に係る口座の状況

所属商品先物取引業者の商号又は名称	口座数			
	前期末	当期末	増減	うち当該事業年度に媒介を行った口座数

5．媒介手数料等の状況　（単位：千円）

所属商品先物取引業者の商号又は名称	媒介手数料

（記載上の注意）

1．印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは代表者の署名に代えることができる。

2．「基準日」については、当該事業年度の末日とする。事業報告書の内容は、この記載上の注意に特段の指示がない限り、基準日における状況を記載すること。

3．「2．所属商品先物取引業者の概要」については、基準日において委託を受けている所属商品先物取引業者の商号又は名称及び当該所属商品先物取引業者との委託契約締結年月日を記載すること。なお、当該事業年度に所属商品先物取引業者の変更があった場合には、その旨を「備考」の欄に記載すること。

4．「3．役員及び使用人の状況」については、商品先物取引仲介業者が個人である場合には、当該商品先物取引仲介業者の代表者は、「役員」の欄に記載すること。

5．「4．商品先物取引仲介業に係る口座の状況」については、商品先物取引仲介業に係る口座数について、「前期末」の欄、「当期末」の欄及び「増減」の欄に商品先物取引仲介業として媒介行為を行った口座数を記載すること。なお、「うち期中に媒介を行った口座数」の欄には、約定に至ったか否かに関わらず、期中に商品先物取引仲介業者を通じて注文を発注した口座数を記載すること。

6．「5．媒介手数料等の状況」については、「媒介手数料」の欄には、当該事業年度に所属商品先物取引業者から得た媒介手数料の金額を記載すること。

7．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を次に添付すること。

様式第十五号から第二十四号までを削る。

（海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の廃止）

第二条　海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（昭和五十八年通商産業省・農林水産省令第一号）は、廃止する。

（商品取引所法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則の一部改正）

第三条　商品取引所法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則（平成六年通商産業省・農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

商品先物取引法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則

第一条及び第二条中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。

（商品取引所法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　商品取引所法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省・農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

商品先物取引法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

第一条中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。